

Zend パートナープログラム申込書

加入者は Zend パートナープログラム加入の証として、本申込書の提出により本約款に同意するものとし、本約款および申込書の写しを加入者控えとして保有するものとします。なお、本約款の効力発効日は申込書記載の加入日とします。

加入日 年 月 日

< サービスプログラム選択 > 申込まれるプログラムを必ずチェックしてください。

Zend SI パートナー・プログラム

< ご加入先 >

(ふりがな) 団体名			
部署名			
住所	〒		
役職			
(ふりがな) 氏名			
e-mail			
Tel		Fax	
URL			

< 技術情報のご提供先 > ご連絡先と異なる場合は記入してください。

部署名			
住所	〒		
役職			
(ふりがな) 氏名		e-mail	
Tel		Fax	

< 請求書のご送付先 > ご連絡先と異なる場合は記入してください。

部署名			
住所	〒		
役職			
(ふりがな) 氏名		e-mail	
Tel		Fax	

Zend パートナープログラム約款

Zend・ジャパン株式会社（以下、Zend・ジャパンという）は、Zend パートナープログラム加入者（以下、加入者という）に対し、下記の約款（以下、本約款という）に従ってパートナー向けサービスプログラムを提供する。

第1条（Zend パートナープログラムとは）

Zend パートナープログラム（以下、本プログラムという）とは、Zend 製品を販売目的あるいは開発目的で活用するものうちの、本約款第3条に従い本プログラムに加入した加入者の業績拡大を目指す後方支援を行うことを目的としたZend・ジャパンのパートナープログラムである。本プログラムには、以下のサービスプログラムがあり、加入者は、そのビジネス形態、戦略方針に合わせて、加入するプログラムを選択することができる。なお、各プログラムの詳細は、Zend パートナープログラム説明書およびZend・ジャパンのWEBに記載されるものとする。また、加入者が契約するプログラムに関しては本約款の一部である申込書に記載されるものとする。

サービスプログラム

- 1) Zend SI パートナー・プログラム
- 2) Zend 開発パートナー・プログラム

第2条（料金）

加入者は、本プログラムの年間料金として、100,000円（消費税相当額別途）、加入時にZend・ジャパンに支払うものとする。第4条第1項の規定に従い、加入期間が更新される場合には、加入者は、本プログラムの年間料金を、更新時までに、一括してZend・ジャパンに支払うものとする。なお、加入者からZend・ジャパンに支払われた年間料金については、如何なる事由があろうとも返金されないものとする。

第3条（承認）

Zend・ジャパンは、本書をもって加入者をZendパートナーとして承認する。加入者の継続承認については、本約款およびZendパートナープログラム説明書の遵守状況に基づいて行う。本約款およびZendパートナープログラム説明書は、Zend・ジャパンの判断で随時変更できるものとし、変更する場合には加入者にその旨通知するものとする。

第4条（契約期間および終了）

1) 期間

加入期間および本約款に基づいて与えられた承認の有効期間は、本約款の一部である申込書に記載された加入日から1年間である。加入期間および本約款は、承認要件を満たしている場合には、加入者またはZend・ジャパンいずれかの当事者より期間満了の30日前までに書面による解約の意思表示がない限り、更に1年間自動的に更新される。

2) 通知による終了

いずれの当事者も、他方の当事者に30日前までに書面で通知することにより、事由の如何を問わず本プログラムへの加入（および本約款に基づいて与えられた承認）を終了することができる。

3) 契約違反による終了

いずれの当事者も、他方の当事者が本約款の重要事項に違反した場合、かかる当事者に対し、少なくとも15日間の合理的な期間をもって当該違反を是正するよう書面で通知し、それでもなお是正されない場合には本約款を終了することができる。

第5条（販売地域）

加入者は、日本国内においてのみZend製品を再販売することに同意する。なお、日本国外へZend製品を輸出または移転する場合には、事前にZend・ジャパンに書面にて通知し、承認を得るものとする。

第6条（購入）

加入者は、Zend・ジャパンからZend製品を購入することができ、その際の支払い等の取引条件は、原則として納入日の属する月の月末締め翌月末支払いとする。

第7条（サポートサービス）

加入者は、Zend製品およびApache、PHP、MySQLのインストールおよび設定に関する技術的な問い合わせをすることができる。

インシデント数：年間5インシデント（繰越不可。「インシデント」とは、加入者のZend・ジャパンに対するサポート問い合わせを行う権利の単位を表し、基本的にはサポート対応1回につき一つのインシデントを消費するものとする。なお、インシデントの消費については、加入者の問題が解決したか否かを問わず、また、問い合わせに対してサポート範囲外である旨若しくはZend・ジャパンでは解決できない旨の回答を行った場合その他単純な質疑応答によるやり取りを行った場合についても一つのインシデントを消費する対象となるものとする。問い合わせの内容によっては、Zend・ジャパンは、1回の問い合わせに消費するインシデントを、その都度任意に2インシデント以上と定めることができるものとする。）

サポート対応時間：月曜日-金曜日 9:00-17:00（土日祝祭日およびZend・ジャパンの定める休日を除く）

サポート提供方法：メールによる受付および回答

第8条（再販売時の義務）

加入者は、Zend製品の再販売を行う場合には以下に定める事項に従うものとする。

- 1) Zend製品に生じた問題および生じる可能性のある問題を加入者で覚知後直ちにZend・ジャパンに報告すること
- 2) Zend・ジャパンが配布する印刷物の内容に合致していない、製品の仕様、特徴または性能に関する事実表明または保証を顧客または第三者に行わないこと

第9条（商標・商号）

加入者は、最新のZend・ジャパン商標の使用に関するZend・ジャパンのガイドラインに従うことを条件として、本約款の有効期間中、本約款に基づいて販売されるZend製品の商標およびZendのロゴマークを使用することができる。加入者は、Zend・ジャパンから予め書面による同意を得ることなくZendの商号を使用してはならない。本約款が満了または終了した場合、加入者は、Zendの商標の表示、広告および使用を直ちに停止する。更に、加入者は、Zend・ジャパンが提供した通知、文章およびマークを修正、削除または上重ね印刷しないこと、およびZend・ジャパンから予め書面による同意を得ることなく追加商標を付したり、Zend以外の製品にZendの商標を付さないことに同意する。加入者は、Zendの商号および商標に関する所有権および権限ならびに商号および商標に付随する営業権を認識しており、加入者による商標の使用から生じる営業権はZend・ジャパンの財産になることを同意する。加入者はZendの商標または商号の無効を主張したり、Zend・ジャパンから予め書面による同意を得ることなくZendの商標または商号の登録を行わないことに同意する。加入者は、Zendの商標または商号と紛らわしいとZend・ジャパンが判断する商標または商号を使用せず、登録もしないことに同意する。

第10条（保証の制限/責任の限定）

本約款に関する損害賠償請求および本約款に従って加入者が取得した製品に関するZend・ジャパンの全責任および加入者に対する救済は、本条に定めるとりとする。

1) ソフトウェア

Zend・ジャパンがエンドユーザーに提供する保証の内容は、各Zend製品に付属しているソフトウェア使用許諾書で定める保証のみとする。

2) 保証の否認

Zend・ジャパンは、本条およびZend製品に適用されるソフトウェア使用許諾書で明示的に定められている場合を除き、何ら保証を行わず、有効権原の保証、侵害に関する保証、商品性、特定用途における適性の黙示的保証をはじめ、その他の明示的、黙示的および法定保証を否認し、排除する。また、Zend・ジャパンは、Zend製品が常に顧客の要求を満たしていること、欠陥もしくは瑕疵がないこと、またはソフトウェアの作動が中断されないことを一切保証するものではない。

3) 責任の限定

Zend・ジャパンは、いかなる場合でも、逸失利益、事業機会の喪失、データの損害または事業の中断について加入者または本約款に基づくその他の当事者に対して何ら責任を負わないものとする。更にZend・ジャパンは、本約款に基づきまたは本約款に関わりなく生じた間接的損害、特別的損害、信賴的損害、偶発的損害または結果的損害についていかなる当事者にも責任を負わないものとする。本約款に関連してZend・ジャパンが加入者に対して損害賠償を行う場合においては、いかなる場合にも、第2条に規定する年間料金を上限とするものとする。

第11条（一般条項）

1) 準拠法

本約款は、日本法に準拠し、かつ日本法に従って解釈されるものとする。両当事者は、本約款に基づく義務の遂行にあたり、政府機関および行政官庁のあらゆる法律、制定法、命令、行政命令、規則および規制を自己の費用負担で遵守するものとする。

2) 完全合意

本約款は本約款の目的事項に関する当事者間の完全合意および理解を定めるものであり、当該合意および理解の完全かつ独占的な声明である。

3) 守秘義務

加入者は、本約款に基づきZendジャパンから有形・無形を問わず、機密情報として開示されたものについては守秘義務を負うものとする。但し、かかる情報が次のいずれかに該当することを加入者において客観的に証明した場合にはこの限りではない。

- a) 加入者が守秘義務を課せられることなく既に保有しているもの
- b) 加入者が独自に開示したもの
- c) 加入者自らの過失によらず公知となったもの
- d) 加入者が守秘義務を負うことなく第三者から正当に受領したもの
- e) Zend・ジャパンが書面により開示用に提供することを合意しているもの

加入者は、自己の企業秘密を保護する場合と同様の合理的な注意をZend・ジャパンの機密情報につき払うことに同意する。加入者は機密情報を知る必要のある自己の従業員または代理人以外に機密情報を開示せず、当該従業員および代理人に対して当該者が会社方針としてまたは会社としての合意に基づく守秘義務に拘束されることを通知するものとする。本条は、本約款の満了または終了後3年間、有効に存続するものとする。

4) 不放棄

いずれの当事者も、自らの権利または救済を一度放棄したことにより、その他の場合の当該権利または救済も放棄したとは見なされない。

5) 契約の変更

Zend・ジャパンは、任意に本約款を変更することができる。この場合、Zend・ジャパンから加入者に対して通知を行ったときに変更の効力が生じるものとする。

6) 譲渡

加入者は、Zend・ジャパンから予め書面による合意を得ることなく、本約款に基づく権利の全部または一部を譲渡することができない。Zend・ジャパンは加入者へ書面で通知することにより本約款に基づく権利の全部または一部を親会社または関連会社へ譲渡することができる。

7) 代理表明の禁止

加入者は、Zend・ジャパンの代理人または法律上の代表者であると表明してはならない。

8) 管轄裁判所

本約款に関する訴訟は、訴額により東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審管轄裁判所とする。

第12条（その他）

その他、本約款に記載がない事項に関しては、加入者、Zend・ジャパン協議の上決定するものとする。